

人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務仕様書

1. 業務名

人流データを活用した武雄市観光等の新たな価値創造業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

新型コロナウイルス感染症や西九州新幹線の開業、インバウンドの動向など、交流人口で不確定要素が多いことから、人流データを把握して混雑状況などを可視化するとともに、デジタルサイネージ等により、観光客等へ情報提供を推進する。イベント情報・災害情報等を提供し、滞在時間に満足度の高い観光体験の提供と安全安心で快適に過ごしていただく仕組みを構築する。

3. 業務概要

- ・武雄市内の人流データの収集（カメラ）
- ・収集したデータの蓄積・加工するデータベースの構築
- ・デジタルサイネージで混雑情報などのコンテンツを配信
- ・スマートフォン用のWEBサイトの作成・公開
- ・人流データを活用した災害時の避難シミュレーションをデジタル上で実施

4. 業務委託期間

令和6年2月29日まで

5. 本業務実施の上で、武雄市が想定しているスケジュール

令和5年	8月	契約締結
令和5年	12月	一部運用開始
令和6年	2月	本格運用開始・調整
令和6年	3月	保守・運用・更新

6. 仕様詳細

(1) 武雄市内の人流データの収集・蓄積

(a) 人流カウントカメラを設置し人流データを計測する。なおデータの取得箇所については、本市と協議の上決定する。また、データ取得のために機材等を設置する場合の調査・施工は本事業に含む。

(b) データベースを構築し、カメラ又は武雄市が保有している指定の人流データを蓄積し加工できるシステムを開発する。データベースから武雄市の指定するBIツールやデジタルサイネージなど外部配信できる状態にする。

(2) デジタルサイネージ、WEBサイトの作成

(a) 人流データベースと連携しデジタルサイネージで混雑などの統計情報を配信する。また、デジタルサイネージに配信するコンテンツについては武雄市が自由に情報配信・管理できるシステムにする。デジタルサイネージの機材等を設置する場合の調査・施工は本事業に含む。

(b) WEB サイトに表示するコンテンツは予め配信内容を市と協議の上決定する。デジタルサイネージと連携し、デジタルサイネージの情報をQRコードなどで読み込みスマートフォンを使って閲覧ができる状態にする。デジタルサイネージ経由の読み込み数を計測できる状態にしておく。

(動作環境)

ブラウザの対応は以下のとおりとする。

- a. Google Chrome : 最新版
- b. Microsoft Edge : 最新版
- c. Firefox : 最新版
- d. Safari : 最新版

(3) 人流データを活用し3次元デジタルデータによる防災情報提供サービスを検証する。市と協議の上、所定の範囲を浸水シミュレーション、避難シミュレーション解析を実施して3次元デジタルデータに表示する。

(4) 人流データの蓄積・更新及びコンテンツへの反映を自動で行うシステムであるものとする。

(5) 公開日について令和6年2月29日までに人流データの収集、データベースの構築、各システムの連携を終了しデジタルサイネージ、WEBサイトに公開する。また武雄市の指定のBIツールへの表示も完了すること。

(6) 令和6年2月29日以降の保守・運用に関する費用について、項目別に費用及び内容を併せて提出すること。なお、単年度ごとに契約を締結するものであり、費用及び事業の継続性について本業務の受託を持って担保するものではない。

7. 業務の実施

受注者は、本市の提示する作業指示に基づき、本業務を迅速かつ正確に実施する。

8. 緊急の処置

受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に本市の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに本市に連絡してその指示を受けることとし、本市の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置をとった場合は、事後直ちに本市に報告しなければならない。

受注者が災害防止のため本市の措置又は本市の承認を必要とするとき、本市にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。ただし、危険が急迫し上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は必要な応急処置を施し、事後速やかに本市に報告しなければならない。

災害防止上、緊急やむを得ない場合は、本市は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、臨時の措置をとらせる。この場合において受注者は、直ちに、これに応じなければならない。緊急時対応体制及び緊急時連絡網について、本市と協議の上作成し提出すること。

9. 個人情報

受注者（受注者から再委託を受ける事業者を含む。以下同じ。）は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、当該情報の漏えい、滅失等に特段の配慮を払うとともに、武雄市の個人情報保護条例を遵守しなければならない。

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10. 著作権の取り扱い

(a) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて本市に帰属するものし、受注者は本市の許諾なしに他に公開・貸与してはならない。ただし、成果品に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

(b) 本事業により制作される成果物については、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利を侵害することがないように書面により確認すること。なお、それらを使用したことにより生じた責任は受注者が負うこと。特に書面に報告がない場合は、本市は問題がないことと認識し以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

(c) 本事業により制作される成果物の利用に関する全ての著作権者人格権については、これを行使しないこと。

11. 検収要件及び成果物

業務完了については、完了届が提出され成果物の検収が完了することをもって、業務の完了とする。

(a) 下記の成果物を納品すること。

ア: 選定後、武雄市と協議の上、確定したスケジュール（電子媒体1部）

イ: デジタルサイネージ及びWEBサイト（電子媒体各1部）

ウ: アクセスログ報告書（人流データベース、WEBサイト）

12. 支払条件

委託料について前払いの請求があった場合において、その必要があるとみとめるときは、委託料の範囲内で前金払いをするものとする。

13. その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者との協議の上定めるものとする。